

民間活用

民間活用の現状

下水道事業において、主に下記3類型の民間活用が進んでいる。

1. 指定管理者制度

地方自治法第244条の2第3項に基づき、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、**公の施設の管理・運営を民間事業者に行わせる。**

2. 包括的民間委託

民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に維持管理を実施できるよう、**複数の業務や施設を包括的に委託する。**

3. PPP/PFI

PFI法に規定する**PFI手法を導入する**(コンセッション等)、または、**実態としてPFI手法に類似した手法を導入する**(DBO方式等)。

秋田県の例

大阪府堺市の例

岩手県紫波町の例

	秋田県の例	大阪府堺市の例	岩手県紫波町の例
期間	平成21年度から実施	平成24年度から実施	平成18年度から平成27年度まで実施
概要	○流域下水道(1)及び県管理の公共下水道(1)の維持管理業務について「指定管理者制度」を導入し、効率的・効果的な事業運営を実施	○下水処理場(2)及び下水道管理事務所(1)の維持管理業務について「包括的民間委託」を実施 ○人材育成や技術継承の観点から、直営による維持管理業務も継続実施	○特定目的会社を設置し、当該会社において、集合処理区域外における浄化槽設置及び維持管理等を行う。
背景	○民間のコスト意識、事業運営ノウハウを活用した効率的・効果的な事業運営を目的として実施	○市の行財政改革プログラムの歳入・歳出改革の一環として、経常経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ることを目的として実施	○汚水処理施設未普及地域の水洗化(浄化槽整備)について、コスト削減や集合処理とのサービス格差解消等を目的として実施
取組内容	<p><指定管理者の実施業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検委託業務(自家発電設備、計装設備等) ・1件160万円未満の修繕工事 ・電気、燃料、薬品等の調達 ・見学者の受付、広報業務 等 	<p><受託者の実施業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理場施設維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の操作運転 ・監視制御、保守点検、少額修繕、水質管理 ○下水道管路施設維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・管路施設点検、清掃等業務、住民対応 ・管路長寿命化計画策定業務 等 	<p><PFI事業者の実施業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽設置 <ul style="list-style-type: none"> ・設置希望者の宅内に浄化槽を設置 ○維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が町より管理を受託し実施 <p>※浄化槽は、整備後町が取得し、使用者は町に使用料を、町は事業者へ施設取得費・管理費等を支払う</p>
効果	○維持管理費を削減 ・年間2億4,000万円減	○維持管理費を削減 ・年間約1億4,000万円減	○設置費用、維持管理費等を削減 ・年間約1,150万円減 (事業期間を通じた削減額を年間当たり削減額に換算) ○10年間で約600基の浄化槽を設置

※「概要」注の括弧内の数値は事業、処理場等の数を指す

指定管理者制度(山形県上市市)

○背景

ベテラン職員が、あと数年で退職する状況の中、処理場施設に詳しい職員を育成するには、数年がかかり、今の人事制度のサイクルでは、処理場の設備機器に理解ができた年数の頃に人事移動になる。処理場は、下水道施設の中でも、最も重要な施設であるため、そうした人事体制の中で検討を行った。

○検討を開始した契機・導入過程

H22.5月頃	処理場の当時の委託業者は、他県流域下水道処理施設の指定管理者となっている事実を確認。また、全国で処理場の指定管理者制度を導入している事例の調査を行った
H22.6.16	委託業者が指定管理を実施している流域下水道処理場の参考例と、その処理場の指定管理者導入のメリットやデメリットの情報を入手し、課内で詳細に検討した結果、指定管理者方式を導入する方向に決定した。
H22.6.22	導入スケジュールの資料を作成し、今後の行程について、打ち合わせを実施した。その後、担当課長が、庁内の関連する課長及び副市長に対し、平成23年度から指定管理者制度により、維持管理等を行うことにしたい旨を説明し、了承された。
H22.7～8月	庁内関係課の事務担当レベルで第2回行政改革推進本部幹事会(処理場指定管理を追加するため開催をする)へ向けた具体的提案事項の事務レベルでの検討の打ち合わせを数回開催した。
H22.11.11	公の指定管理者選定委員会
H22.11.24	指定管理者の公募 H22.12.8付けで 当時の委託業者が参加表明書を提出 指定管理者選定委員会開催
H22.12.27	プレゼンテーション、ヒアリング及び採点を実施した結果、H22.12.28日付けで、応募業者に対し「選定」と認めた。

○指定管理者への移行について

従来の業務委託にはなかった「責任と権限」が指定管理者に追加し、その使命を果たすため、指定管理者は、下記のような方策を立案した。

No.	項目	方策詳細
1	効率化による 低コストかつ省エネ 運転の実施 ↓ 適切な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ▶PDCA サイクルを駆使した効率化による低コストかつ省エネを意識した運転の実施 ▶各種マニュアルおよび手順書策定による安定性を確保した水処理の実施 ▶上市市様における大規模な修繕、改築、更新計画時の運転協力 ▶施設保全計画(改築・延命化)の提言および自らの実施
2	住民サービスの向上 ↓ 生活環境対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶法令を遵守した放流水質の確保 ▶臭気および騒音等の公害対策 ▶地域が実施する環境美化活動等への積極的な参加 ▶下水道知識の普及および啓発活動の実施 ▶未来を担う子供達等の見学者に対する適切な対応
3	地域振興及び活性化 ↓ 地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ▶物品・資材等の地元調達 ▶外部委託業務の地元発注

効果

・処理場の管理費が抑制されるとともに人員配置や現場体制について、万全な体制で臨むことができ、円滑に事業実施を行っている。

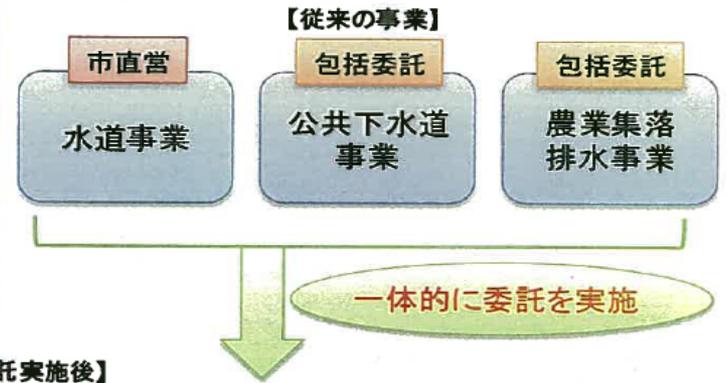
区分		期間	委託費	効果額	備考
浄水センター	泉北	H23～27年度	169百万円	21百万円	効果額はH23～H27年度(委託後)平均値とH14～H22年度(委託前)平均値を比較

包括的民間委託(石川県かほく市)

石川県かほく市上下水道事業 —包括委託—

- かほく市では、合併による人員削減により水道施設に対する十分な点検や管理が行えておらず、ノウハウが喪失していたことや、更なるコスト削減が求められていたこと等の理由から、包括的民間委託を実施
- 上水道に加え、下水道事業・農業集落排水事業を一体とした包括委託

概要	・ 市が所管する上下水道施設の維持管理に関する各種業務について、包括的に民間委託する事業
期間	2013年4月から5年間の委託
委託料	843百万円(税込み)
事業者	(株)西原環境
対象事業	①水道事業 ②公共下水道事業 ③農業集落排水事業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道に係る様々な業務の一体管理により、効率的な維持管理を実現し、従来手法と比較して約8%(5年総額:約75百万円)の削減効果 ・ 水道事業の水源は、県営水道からの受水(40%)と自己水(60%、深井戸)であり、原水が良質であることから、水道技術管理者の配置義務が生じる第三者委託制度は採用せず、包括委託で実施



【包括的民間委託実施後】

【対象施設】

- 水道事業 : 管路を除く全ての施設
- 公共下水道事業 : 管路を含む全ての施設
- 農業集落排水事業 : 管路を含む全ての施設

<出典>かほく市HP、国土交通省HPをもとに作成

包括的民間委託(大阪府堺市)

背景

- 行財政改革プログラムの歳入・歳出改革として、民間委託や事務処理の効率化等により、スリムで合理的な組織づくりを進めるため、経常的経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ることを目的に下水処理場施設及び下水道管路施設に係る維持管理等業務の民間委託を実施

概要

- 下水処理場施設(泉北・石津)に係る維持管理業務(施設の運転操作及び監視制御、保守点検、少額修繕、水質管理、電力・薬品以外のユーティリティ調達等)について民間委託を実施
- 下水道管路施設(美原下水道管理事務所管轄エリア)に係る維持管理業務(管路施設点検・清掃等業務、住民対応業務等)に加えて、布設後40年を経過した管路を対象にテレビカメラ・目視調査を実施し、管路長寿命化計画策定業務について民間委託を実施
- 一方で、人材育成やノウハウ維持の観点から、直営による維持管理業務を継続して実施

効果

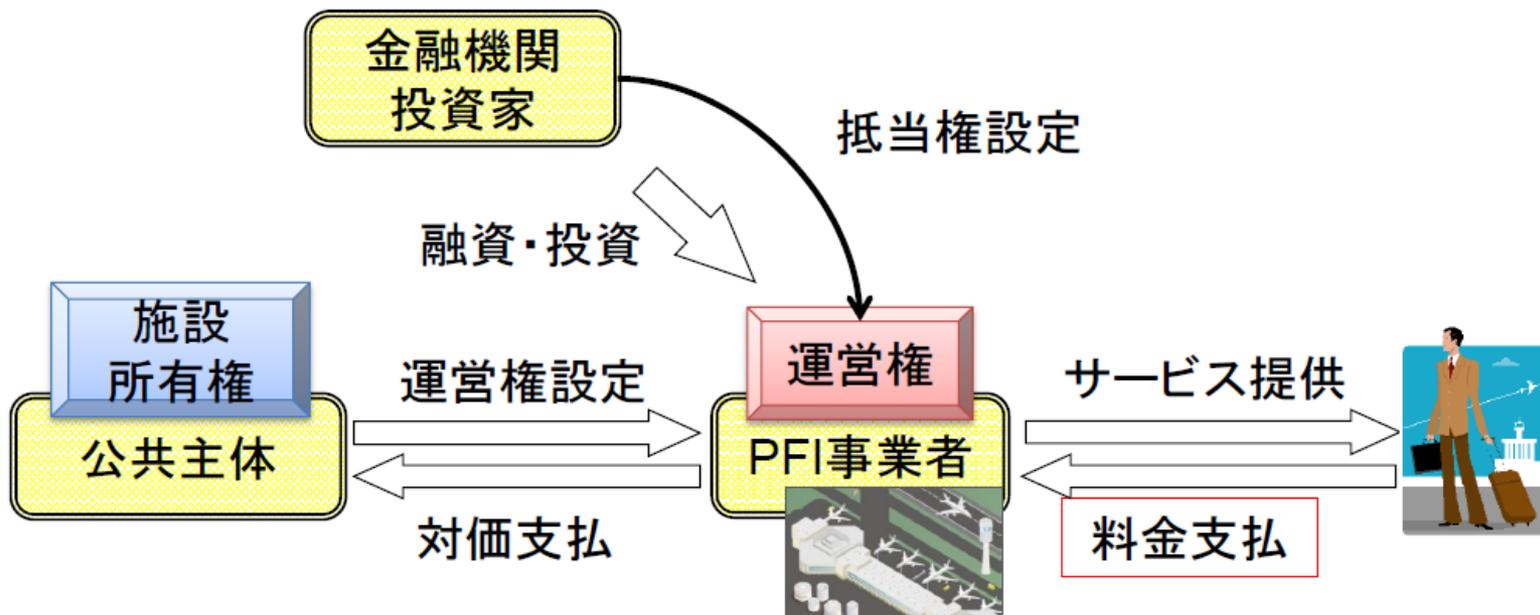
区分		期間	委託費	効果額	備考
処理場	泉北	H24～26年度	291百万円	185百万円	効果額はH19年度(直営最終年度)との比較
	石津	H25～26年度	330百万円		効果額はH20年度(直営最終年度)との比較
管路	美原	H26～27年度	327百万円	73百万円	効果額はH25年度(直営最終年度)との比較

※公共下水道事業

- 委託にあたり、入札参加業者に業務要求水準書を提示し、入札金額と本業務に関する技術提案書等の内容を総合的に評価する総合評価方式を採用

公共施設等運営権(コンセッション方式)

- ・ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・ 民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



浜松市

<事業概要>

人口:80.6万人

対象事業: **処理場(1箇所)・ポンプ場(2箇所)** (西遠処理区=浜松市内最大処理区)
の維持管理・機械電気設備改築更新

事業期間: **20年間**

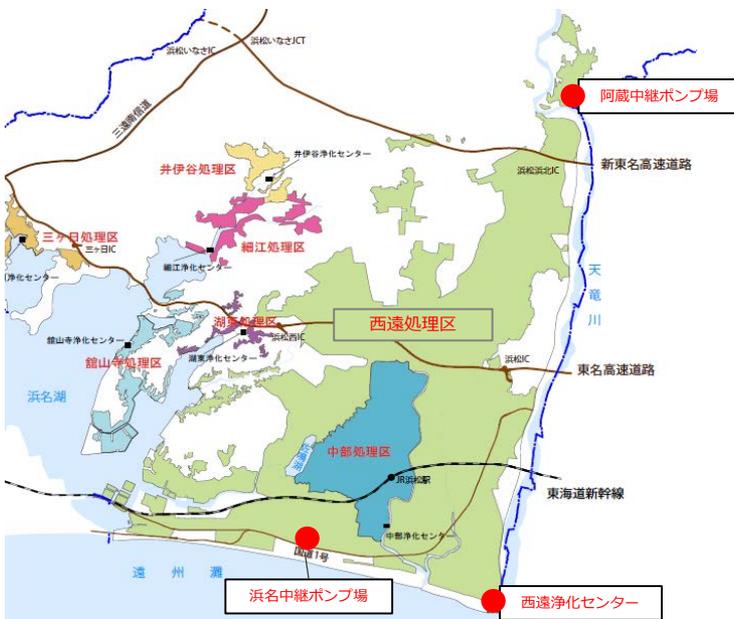
<運営権者>

浜松ウォーターシンフォニー株式会社
 (ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス・須山建設・東急建設が設立した特別目的会社)



- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4%(優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価:25億円

<事業対象施設の位置図>



<スケジュール>

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	下水道条例の一部改正案提出 下水道条例改正 実施方針の策定
平成28年4月～	西遠流域下水道移管(包括的民間委託)
平成28年5月	事業者公募
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	コンセッション事業開始

浜松市におけるコンセッション(PFI)導入について②

下水道

運営権者

【対象施設】
処理場・2ポンプ場
(改築は土木・建築は除く)

経営
利用料金(10/10)

維持管理
利用料金(10/10)

改築
市負担分(9/10)

利用料金(1/10)

運営権者
任意事業
(独立採算)

西遠処理区
使用者

使用料

浜松市

【対象施設】
管路
処理場・2ポンプ場の
土木・建築

モニタリング

運営権設定

運営権実施契約

運営権対価

利用料金

利用料金收受委託

改築費(市負担分)

財源：国補助金(5.5/10)
市起債(3.5/10)
※補助率が高率の場合

改築費国補助金
(5.5/10) ※補助率が高率の場合

国

- 運営権者が支払った改築費1/10のうち事業期間終了以降に係る減価償却費相当額は、事業期間終了時に市が支払う

民間活用の効果額

① 指定管理者制度

団体名	処理区域内人口 (H28)	内容	効果額 (a-b)	効果額	
				民間活用しなかった 場合の費用(a)	民間活用した場合の費用(b)
山形県上市市	22,742人	浄水センターの運転・維持管理業務、マンホールポンプの運転・維持管理業務、その他施設管理に関する業務を指定管理により行う。	23.5百万円	823.5百万円	800百万円

② 包括的民間委託

団体名	処理区域内人口 (H28)	内容	効果額 (a-b)	効果額	
				民間活用しなかった 場合の費用(a)	民間活用した場合の費用(b)
埼玉県戸田市	120,677人	上下水道で浄水場・ポンプ場・雨水排水施設の運転管理、維持管理業務等の合計48の業務を委託	300百万円	2,000百万円	1,700百万円

③ PPP/PFI

団体名	処理区域内人口 (H28)	内容	効果額 (a-b)	効果額	
				民間活用しなかった 場合の費用(a)	民間活用した場合の費用(b)
岩手県紫波町	2,196人	PFI方式で、特別目的会社(SPC)を設置し、同社が浄化槽設置及び維持管理等を行う。	199百万円	513百万円	314百万円